

# 西日本区定款施行細則

## 第1条 総 則

- 第1項 西日本区定款（以下「定款」という）第23条第1項により西日本区定款施行細則（以下「細則」という）を以下のとおり定める。
- 第2項 西日本区は定款第4条第1項により、中部、びわこ部、京都部、阪和部、中西部、六甲部、瀬戸山陰部、西中国部および九州部を設ける。

## 第2条 会 員

- 第1項 定款第3条第2項Aに定めるYMCA会員の資格については、会員が所属するYMCAが定める会員の種類の別は問わない。
- 第2項 YMCAのない地域のクラブに入会する場合は、近隣YMCAの会員となることが望まれる。
- 第3項 定款第3条第3項に定める正当な理由とは下記の通りである。
1. ワイズメンズクラブのない地域へ移住したとき
  2. 海外への長期転勤となったとき
  3. 療養が長期にわたるとき
  4. 上記に準ずる事情があるとき
- 第4項 広義会員・功労会員については、会合出席について自由となるほかは正会員と同じ権利、義務を有する。
- 第5項 会員が転会を希望する場合は、所属しているクラブ会長からの推薦書を添え、入会を希望するクラブの役員会の承認を経て、転会することができる。
- 第6項 転会および退会后1年以内に区内のクラブに再入会する場合は、区入会金を免除する。
- 第7項 死亡により退会となった正会員の配偶者が、1年以内に正会員として入会を希望する時は、区入会金を免除する。
- 第8項 定款第3条第5項の定めにかかわらず、職業を持たない者であってもクラブに入会意思のある者は入会することができる。

## 第3条 クラブ会則の改正

- 第1項 定款第3条第6項により定めたクラブ会則を国際協会加盟後において変更しようとするときは、理事の承認を経て改正することができる。

## 第4条 メ ネット

- 第1項 クラブの女性会員はメネット会員とはならないが、メネット会の活動には自由に参加できる。
- 第2項 メネット会にはメネット会長を置くが、クラブの事情によりメネット会を設けられない場合は、国際・区・部などからのメネットへの情報伝達に備えるため連絡員を置く。

## 第5条 ユースクラブ

- 第1項 ユースクラブは、クラブまたは部の支援のもとに、ワイズメンズクラブとYMCA活動に賛同する15歳から30歳までの青少年男女で組織される。
- 第2項 ユースクラブは、区の定めに基づき、ユースクラブの活動に必要な資金その他の支援を受けることができる。
- 第3項 ユースクラブは、区の定めに基づき、区への活動報告を行う。また、ユースクラブ全体の代表者は、区大会と区役員会に列席することができる。

## 第6条 代 議 員 会

- 第1項 部選出代議員である部長、直前部長に欠員が生じた場合は、部評議会においてその代行者を決定し理事の任命により、部選出代議員となることができる。

## 第7条 役 員 会

- 第1項 部長が役員会をやむをえず欠席する場合は、部の執行役員に限り代理を出すことができる。この代理は、原則として3日以上前に理事に申請し、承認を得なければならない。理事の承認が得られた代理人は、部長欠席の役員会の審議において部長と同等の権限を有する。
- 第2項 役員会がJWF管理委員会に対して、JWF基金の支出を要請する場合には、議決権を有する出席役員の3分の2以上の賛同を得る必要がある。

## 第8条 準備役員会

- 第1項 準備役員会は、次年度の事業方針、予算、日程等の事項を準備・協議するために開催される。
- 第2項 準備役員会は、次期における理事、次期理事、書記、会計、各事業主任、各部長、理事事務局のそれぞれの就任予定者により構成される。
- 第3項 準備役員会は、次期理事の招集により、通常4月と6月の2回開催される。
- 第4項 準備役員会の構成員は、西日本区が主催する次期役員研修会および次期会長・主査研修会に参加する義務を担う。



## 第 9 条 次期役員研修会

第 1 項 次年度の西日本区事業を円滑に推進するために、次期役員の研修を行う。

第 2 項 研修の企画は理事、次期理事、ワイズリーダーシップ開発（以下「LD」と呼ぶ）委員長が協議して決める。

第 3 項 研修の出席者は、常任役員、事業主任、各部長、監事、理事事務局、事務所長および次期における理事、次期理事、書記、会計、事業主任、各部長、理事事務局のそれぞれの就任予定者ならびに研修講師、LD 委員。

## 第 10 条 次期会長・主査研修会

第 1 項 次年度の各部の運営および各クラブの運営が円滑に推進できるように、次期における会長および主査の就任予定者等を対象に次期会長・次期主査の研修を行う。

第 2 項 研修の企画は理事、次期理事、LD 委員長が協議して決める。

第 3 項 研修の出席者は、常任役員、監事、理事事務局、事務所長および次期における理事、次期理事、書記、会計、事業主任、各部長、理事事務局、各クラブ会長、各部の主査のそれぞれの就任予定者ならびに研修講師、LD 委員

## 第 11 条 半 年 報

第 1 項 定款第 5 条第 2 項に定める半年報は、区の現状を把握する基礎資料となり、区に納入される西日本区費（以下「区費」という）などの算出基準となる。

第 2 項 半年報は、前期 7 月 1 日、後期 1 月 1 日現在の会員状況を部長がとりまとめ、西日本区事務所に報告する。

第 3 項 半年報提出期限は、前期は 7 月 10 日、後期は 1 月 10 日とする。

## 第 12 条 財 政

第 1 項 定款第 5 条第 1 項に定める区費には国際が定める国際会費およびアジア地域会費が含まれる。

第 2 項 日本円の換算レートや区費の金額は次年度の予算案に示され代議員会にて決定される。

第 3 項 区費などの区への納入金は、区が半年報に基づき算出する。区発行の請求書に記載されている区への納入金は、前期・後期の 2 回、各期ごとに、区が定める期間内に一括納入する。

第 4 項 区費は、会員 1 人あたり、前期・後期各 9,000 円とする。

第 5 項 担当主事会員の区費は、前期・後期各 2,000 円とする。

第 6 項 特別メネットの区費は、前期・後期各 4,000 円とする。

第 7 項 新入会員は、入会金として 6,500 円を区に納入する。ただし、新しく認証されたクラブ設立時に於ける新入会員の入会金は 5,500 円とする。また、新入会員は、入会した半期の区費を免除されるとともに、区より「会員バッチ」と「入会キット」などの贈呈を受ける。ただし、第 2 条第 6 項および第 7 項に基づき入会金を免除された会員が「会員バッチ」、「入会キット」などを希望する場合は有償とする。

第 8 項 前期に退会の届があった場合、後期分である区費の納入はこれを要しない。

第 9 項 担当主事会員の入会金は免除する。

第 10 項 定款第 3 条第 6 項により新たにクラブを結成し国際協会に加盟したクラブのスポンサークラブに、区より設立支援金として 10 万円を贈る。

第 11 項 西日本区大会支援金として会員 1 人あたり年額 500 円を区に納入する。

第 12 項 次年度準備金および次年度西日本区大会準備金として仮払金を次期理事に支出する。尚、その金額、支払時期の決定については、財務委員会が提案、理事が承認する。

## 第 13 条 事 業

第 1 項 定款第 16 条第 4 項の定めにより、置かれる事業は次の通りとする。

### 1. YMCA サービス・ユース事業

YMCA service (YMCA への奉仕事業) ASF (アレキサンダー奨学資金) YIA (若者の参画・活動)

### 2. 地域奉仕・環境事業

CS (地域社会奉仕) TOF (タイム・オブ・ファスト=断食の時) FF (ファミリーファスト) 環境

### 3. EMC 事業

EMC (クラブ拡張・会員増強・維持啓発)

YES (新クラブ設立を目指すクラブ、会員支援)

### 4. 国際・交流事業

BF (ビルディングフェロウシップ) EF (エンダウメントファンド=信託資金) IBC (国際兄弟クラブ) DBC (国内兄弟クラブ)

STEP (ユース短期交流事業) iGo (世界に手をのばす為のインターン制度)

又、YMCA サービス・ユース事業における ASF、地域奉仕・環境事業における TOF や国際 UGP への協力

## 第 14 条 事業委員会

第 1 項 定款第 17 条第 1 項の定めにより、前条の事業ごとに事業委員会を置く。



## 第 15 条 常置委員会

第 1 項 定款第 17 条第 2 項の定めにより、次の常置委員会を置く。

- |                    |              |                          |
|--------------------|--------------|--------------------------|
| 1. 事務所運営委員会        | 2. JWF 管理委員会 | 3. 奈良傳賞資格審査委員会           |
| 4. ワイズリーダーシップ開発委員会 | 5. 広報・情報委員会  | 6. 財務委員会                 |
| 7. 書記委員会           | 8. 区報編集委員会   | 9. 組織検討・安全対策委員会          |
| 10. クリスチャニティー委員会   | 11. メネット委員会  | 12. ワイズ・YMCA パートナーシップ委員会 |
| 13. ワイズ戦略委員会       |              |                          |

第 2 項 前項の各委員会は、区が定める委員会規則により運営する。

## 第 16 条 特別委員会

第 1 項 定款第 17 条第 3 項の定めにより、特別委員会を置くことができる。

1. ラオスに YMCA を！ 特別委員会

## 第 17 条 専任委員

第 1 項 事務所に理事が選任する次の専任委員を置く。

1. ヒストリアン
2. トラベルコーディネーター (TC)
3. YMI ワールド翻訳編集委員

第 2 項 前項の各専任委員は、区が定める服務規則等に沿ってその任にあたる。

## 第 18 条 委員への委嘱状

第 1 項 理事は、定款第 17 条第 2 項・第 3 項および細則第 12 条第 1 項の定めにより設けられる常置委員会・特別委員会の委員および専任委員に、任務や任期を指定した委嘱状を発行するものとする。

## 第 19 条 監事の監査

第 1 項 監事の監査については、行政監査は初年度監事、財政監査は 2 年度監事が主となり担当する。

## 第 20 条 区報発行の責任と回数

第 1 項 区報編集委員会の編集による区報は、理事を発行責任者として当該年度内に 3 回以上発行する。

## 第 21 条 役員・委員長の業務引継ぎ

第 1 項 区役員・常置委員会および特別委員会の委員長ならびに専任委員は、各事業年度にわたって職務記録や業務引継書を作成し、後任者との間において円滑な業務引継ぎを行う。

## 第 22 条 メーキャップと出席率の算定

第 1 項 例会に欠席した会員が、前月の例会の翌日から翌月の例会日の前日までの間に下記に掲げる各会合に出席したことをメーキャップカード等により会長に申告したときは、クラブ例会に出席したものとみなすことができる。

1. 自クラブの役員会またはクラブが年度計画により行う会合
2. 区内外のクラブの例会または特別例会
3. 区大会または理事の招集する会合
4. 部会または部長の招集する会合
5. 国際大会、地域大会またはこれらに準ずる会合
6. 例会と重なった場合の YMCA が実施する重要な行事や会合

第 2 項 メーキャップは原則として所定のメーキャップカードによるが、会長または会員が周知している場合は自己申告が可能である。

第 3 項 出席率は出席した会員数を広義会員および功労会員を除いた会員数で除し、小数点以下第 2 位を四捨五入した百分率で表す。

## 第 23 条 クラブファンド事業の責任

第 1 項 クラブがクラブの活動資金を調達するために実施するファンド事業についての責任はすべてクラブにあるため、ファンド事業ごとの収支決算を明確にし、かつクラブ内外からの損害賠償にも対応策を考慮して実施するものとする。

## 第 24 条 理事事務局

第 1 項 定款第 9 条第 8 項により設ける理事事務局（以下「事務局」という）は、理事の定める所に置く。

第 2 項 事務局は理事の指示により次の業務を遂行する。

1. クラブ会長、部長および事業主任などに対する諸情報の提供または諸報告書の提出依頼、連絡、集計業務
2. 区役員会および代議員会などに必要な準備業務
3. 東日本区および国際協会との連絡、報告業務
4. 区事務所との連絡調整業務
5. その他、理事が必要と認める業務

第 3 項 事務局は毎年、クラブ運営に関する事務手続きを整理し、区事務の円滑適正な運営、処理に資するものとする。



## 第 25 条 事 務 所

第 1 項 定款第 1 条第 4 項により設置する事務所は、大阪市淀川区西中島 4 丁目 7 - 30 アネックス新大阪ビル 4 階に置く。

第 2 項 事務所長は理事が任命する。

第 3 項 事務所には職員を置く。

第 4 項 事務所は、東日本区および国際との連携業務ならびに文書の整理、保管業務に従事するほか、事務局と密接に連携し、もって区の円滑な事務運営に資するものとする。

1997年7月1日	施行	2001年7月1日	改正	2003年6月14日	改正	2004年11月14日	改正
2005年11月28日	改正	2006年7月1日	改正	2006年7月1日	施行	2008年6月14日	改正
2008年7月1日	施行	2010年4月10日	改正	2010年4月10日	施行	2011年7月1日	改正
2011年7月1日	施行	2011年11月19日	改正	2012年7月1日	施行	2014年4月19日	改正
2014年7月1日	施行	2016年4月9日	改正	2016年7月1日	施行	2017年7月15日	改正
2017年7月15日	施行	2022年4月1日	改正	2022年7月1日	施行	2023年4月1日	改正
2023年4月1日	施行	2024年1月28日	改正	2024年1月28日	施行		